3.44の二　標準規定

関連する公的機関は、上陸許可を拒否するいかなる場合においても、関係する船員及び船長に対してその理由を通報する。当該関係する船員又は船長の要請がある場合には、その理由については、書面により通報する。

3.45　標準規定

乗組員に対しては、上陸許可のために査証を所持することを要求してはならない。

3.46　勧告規定

乗組員については、原則として、上陸する前又は再び船舶に乗船する前に個別の審査を行うべきでない。

3.47　標準規定

乗組員に対しては、上陸のために特別な許可（例えば、上陸許可証）を得ていることを要求してはならない。

3.48　勧告規定

乗組員に対して上陸中に身分証明書の携帯を要求する場合には、その身分証明書については、標準規定3.10に規定するものに限定すべきである。

3.49　勧告規定

公的機関は、定期的に自国の港に寄港する船舶の乗組員が一時的な上陸許可のための事前の承認を得ることができるよう、その到着の前に出入国手続を行う制度を定めるべきである。公的機関は、船舶がその乗組員について出入国管理上の望ましくない記録を有しておらず、かつ、現地において船舶所有者又は船舶所有者の信頼できる代理人がその船舶を代表している場合には、原則として、その船舶の到着の前に要求する細目を十分に検討した後、その船舶が着岸位置まで直接航行することを許可し、及び、公的機関が要求する場合を除くほか、船舶がその乗組員について新たに通常の出入国管理手続の対象とならないことを認めるべきである。

第四節　密航者

A　一般原則

4.1　標準規定

この節の規定は、千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する国際連合条約、千九百六十七年一月三十一日の難民の地位に関する国際連合議定書等の国際文書及び関連する国内法令に規定する国際的保護の原則に従って適用する。

4.2　標準規定

公的機関、港湾当局、船舶所有者及び船長は、密航事件を防止し、及び迅速に解決するために可能な限り協力し、並びに密航者の早期の帰還又は送還が行われることを確保する。密航者が不当に長時間にわたって船舶内にとどまらなければならない状況を避けるため、全ての適当な措置をとる。

B　防止措置

4.3　船舶及び港における防止措置

4.3.1　港湾当局及び係留施設の当局

4.3.1.1　標準規定

締約国政府は、船舶での密航を企図する者による港の施設及び船舶へのアクセスを防止するため、港の規模及びその港から輸送される貨物の種類を考慮に入れた上で、自国の全ての港について必要な基盤が整備され、並びに運用上及び安全上の措置がとられることを確保する。締約国政府は、これらのことを確保するに当たり、個々の港における密航事件の発生を防止するため、関連する公的機関、船舶所有者及び陸上の主体と密接に協力すべきである。

4.3.1.2　勧告規定

運用上の措置又は港湾施設の安全上の計画は、少なくともＩＳＰＳコードＢ部16の関連規定に規定するものと同等であるべきである。

4.3.2　船舶所有者及び船長

4.3.2.1　標準規定

締約国政府は、船舶所有者及び船長並びに他の責任を有する者に対し、密航しようとする者の乗船を実行可能な限り防止するため、又はこれを防止することができなかった場合には船舶が出港する前にそのような者を実行可能な限り発見するための安全上の措置をとることを要求する。

4.3.2.2　勧告規定

寄港する時及び港における停泊中に密航者が乗船するおそれがある場合には、運用上の措置又は船舶の安全上の計画は、少なくともＩＳＰＳコードＢ部９の関連規定に規定するものと同等であるべきである。

4.3.2.3　標準規定

締約国政府は、旅客船以外の自国を旗国とする船舶に対し、その船舶の出港に際して、密航者が乗船しているおそれがある場合には、特定の計画又は予定に従い、及び特定の船舶の種類及びその運航を考慮して密航者が隠れている可能性がある場所を優先しつつ、十分な捜索が行われたことを要求する。隠れている密航者を害するおそれのある捜索方法は、用いてはならない。

4.3.2.4　標準規定

締約国政府は、くん蒸又は密閉が行われる区域に密航者がいないことを確認するための実行可能な限り十分な捜索が行われるまでは、自国を旗国とする船舶のくん蒸又は密閉が行われないことを要求する。